

定 款

公益財団法人

日本シルバーボランティアズ

JAPAN SILVER VOLUNTEERS

平成 29 年 2 月 27 日 第 3 条変更

公益財団法人 日本シルバーボランティアズ 【定款】	
第1章 総則	
(名称)	第1条 この法人は、公益財団法人日本シルバーボランティアズ(JAPAN SILVER VOLUNTEERS)と称する。
(事務所)	第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。また変更・廃止する場合も同様とする。
第2章 目的及び事業	
(目的)	第3条 この法人は、中高年令層を中心に、奉仕の精神に基づき、自らの技術と経験をもって開発途上地域等の発展に寄与しようとするもの(以下「ボランティアズ」という。)の登録、及び派遣等を行い、もってわが国とこれら地域等との友好親善を増進することを目的とする。
(事業)	第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) ボランティアズの登録及び派遣に関すること (2) 前号の事業推進に必要な内外事情の調査研究及び広報を行うこと (3) 海外技術協力に関わる内外の諸団体と協力及び交流を促進し、ボランティアズの派遣に関する情報の交換を行うこと (4)その他第3条の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。
第3章 資産及び会計	
(基本財産)	第5条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものとする。 2 基本財産はこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
(事業年度)	第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)	第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第23条第3項に規定する代表理事をいう。以下同じ)が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

公益財団法人 日本シルバーボランティアズ 【定款】

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 68 号)第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 10 条 この法人に評議員 3 名以上 8 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。)第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

公益財団法人 日本シルバーボランティアズ 【定款】

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

公益財団法人 日本シルバーボランティアズ 【定款】	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 理事及び監事の選任及び解任 (2) 理事及び監事の報酬等の額 (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準 (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びに財産目録の承認 (5) 定款の変更 (6) 残余財産の処分 (7) 基本財産の処分又は除外の承認 (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)	<p>第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に随時開催する。</p>
(招集)	<p>第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</p> <p>2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>3 評議員会を招集する者は、評議員会の日の7日前までに、評議員会の日時、場所、及び会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、評議員会を招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p>
(議長)	<p>第 18 条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中からその都度互選する。</p>
(決議)	<p>第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 監事の解任 (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準 (3) 定款の変更 (4) 基本財産の処分又は除外の承認 (5) その他の法令で定められた事項 <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>

公益財団法人 日本シルバーボランティアズ 【定款】	
(決議の省略)	<p>第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。</p>
(報告の省略)	<p>第 21 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。</p>
(議事録)	<p>第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。</p>
第 6 章 役員	
(役員の設定)	<p>第 23 条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3 名以上 8 名以内</p> <p>(2) 監事 2 名以内</p> <p>2 理事のうち 1 名を理事長とする。</p> <p>3 第 2 項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。</p>
(役員を選任)	<p>第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p>
(理事の職務及び権限)	<p>第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 理事長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>
(監事の職務及び権限)	<p>第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>
(役員任期)	<p>第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p>

公益財団法人 日本シルバーボランティアズ 【定款】	
	<p>2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>
(役員 の 解任)	
第 28 条	<p>理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>
(役員 の 報酬等)	
第 29 条	<p>理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</p>
(役員 の 損害賠償責任の免除)	
第 30 条	<p>この法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。</p>
(外部役員 の 責任限定契約)	
第 31 条	<p>この法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。</p>
第 7 章 理事会	
(構成)	
第 32 条	<p>理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>
(権限)	
第 33 条	<p>理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 理事長の選定及び解職</p> <p>(4) その他法令又はこの定款に定める事項</p>
(招集)	
第 34 条	<p>理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p>

公益財団法人 日本シルバーボランティアズ 【定款】	
	<p>3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会を招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p>
(議長)	<p>第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。なお、理事長が欠席の場合には理事の互選により決定する。</p>
(決議)	<p>第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
(決議の省略)	<p>第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。</p>
(報告の省略)	<p>第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。</p> <p>2 前項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による報告には適用しない。</p>
(議事録)	<p>第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。</p>
第 8 章 賛助会員	
(賛助会員)	<p>第 40 条 この法人の事業の目的に賛同された法人及び個人を賛助会員とする。</p> <p>2 原則として賛助会員会費については、法人運営費として使用することができる。</p> <p>3 賛助会員に関する細目は、理事会の議決を経て別に定める。</p>
第 9 章 定款の変更及び解散	
(定款の変更)	<p>第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。</p> <p>2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。</p>
(解散)	<p>第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。</p>

公益財団法人 日本シルバーボランティアズ 【定款】	
(公益認定の取消し等に伴う贈与)	
第 43 条	この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりこの法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
(残余財産の帰属)	
第 44 条	この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
第 10 章 公告の方法	
(公告の方法)	
第 45 条	この法人の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、定時評議員会の終結後、遅滞なく公告するものとする。その方法は一般法人法第 128 条第 3 項に規定する措置により開示する。
第 11 章 事務局	
(事務局)	
第 46 条	この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。 2 事務局には、所要の職員を置くことができる。また一部の業務を理事が兼ねることができる。 3 職員は、理事長が任免する。 4 事務局の組織及び運営に関しての必要な事項は、理事長が別に定める。
第 12 章 補則	
(委任)	
第 47 条	この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
附則	
	1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする 3 この法人の最初の代表理事は 丸山 俊二 とする。 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 松本 洋、西垣 昭、西園寺 裕夫、二荒 芳彦、加舎 章、山本 衛、菊池 光興